

## ■ 令和6年度 大阪府介護ロボット導入支援事業 Q&amp;A

## 【申請について】

	Q	A
1	法人本部は大阪府外だが、事業所は府内に存在している場合は補助対象となるか。	補助対象となります。
2	他の補助金と重複して補助を受けることはできるか。	<p>できません。</p> <p>【ほかの補助金の例】</p> <p>① 厚生労働省の各都道府県労働局における「人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）の「目標達成助成」のうち、「非装着型移乗介助機器」及び「装着型移乗介助機器」</p> <p>② 「ICT導入支援事業（Wi-Fi環境整備）」の対象となるもの</p> <p>①・②については、本事業と対象が重複するため、どちらの補助を受けるのか、よく検討してください。（重複して申請しないようにしてください）</p> <p>（例えば、ICT 導入支援事業で Wi-Fi 環境整備を申請した場合、介護ロボット導入支援事業で同じ Wi-Fi に関する経費を重複して申請できません。ただし、ICT 導入支援事業でタブレット等を申請し、介護ロボット導入支援事業で移乗支援の機器を申請するなど、補助対象経費が異なるならばそれぞれ申請することは差し支えありません。）</p>
3	過去にこの補助金の交付を受けた事業所でも、再度補助を受けることは可能か。	<p>令和6年度は介護ロボットを広く普及させるため、過去にこの補助金の交付を受けたことがなく（未活用）、かつ介護ロボットを導入したことがない（未導入）介護サービス事業所を優先して選定します。</p> <p>そのため、過去にこの補助金の交付を受けて介護ロボットを導入した事業所は、抽選による優先順位は低くなります。また、既に自己負担で介護ロボットを導入している場合についても、抽選による優先順位は低くなります。詳しくは府のホームページ「エントリーについて」をご確認ください。</p>
4	導入する介護ロボットの数に制限はあるか。	1事業所当たり利用（入所）定員までとし、予備的な購入は対象としておりません。
5	申請書提出後、導入予定機器を変更することは可能か。	原則変更はできません。ただし、当該機器が申請書類提出後、発売中止や廃番となった場合等はこの限りではありません。
6	「見守り機器の導入に伴う通信環境整備」については、「次のア・イ・ウを対象とする」とあるが、いずれかを選ぶということか。	<p>いずれか1つではなく、複数対象として差し支えありません。</p> <p>ただし、複数の整備を同時に行う場合の導入計画書は、「通信環境整備」として1計画にまとめていただき、それぞれの整備について、もれなく記載してください。</p>

7	「その他機器等」のみ申請することは可能か。	できません。今年度「介護ロボット」又は「見守り機器の導入に伴う通信環境整備」を申請し、導入する場合のみ申請が可能です。
8	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホームは対象になるか。	「特定施設入居者生活介護」の指定を受けている場合のみ対象となります。(交付申請時に、指定書等の写しが必要)
9	みなし指定の「通所リハビリテーション」の指定通知書について	病院に併設されている「通所リハビリテーション」は、保険医療機関の指定通知書の写しを、介護老人保険施設に併設されている「通所リハビリテーション」は、介護老人保険施設の指定通知書の写しを提出していただき、付箋等で「みなし指定」であることを記載してください。
10	同一敷地・建物内に「介護老人福祉施設」と「併設型短期入所生活介護」や「介護老人保健施設」と「併設型短期入所生活介護」が併設されている場合、介護ロボットの申請は2事業所として扱うのか。	同一建物にあり、番号が同じであっても、サービスは異なるため、それぞれの人員基準や設備基準を満たさなければならず、介護給付費の届出を提出する必要がありますので、2事業所扱いとします。 一体として扱わないため、指定番号が一つであっても別々に申請してください。
11	同一敷地・建物内に「介護老人保険施設」とみなし指定の「通所リハビリテーション」が併設されている場合は、介護ロボットの申請は、老健と通所リハの2事業所として扱うのか。	同一建物にあり、番号が同じであっても、サービスは異なるため、それぞれの人員基準や設備基準を満たさなければならず、「みなし」であっても、介護給付費の届出を提出する必要がありますので、2事業所扱いとします。 一体として扱わないため、指定番号が一つであっても別々に申請してください。
12	介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定又は許可はいつの時点で受けている必要があるか。	交付申請時点で介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定又は許可を受けている大阪府内所在の事業所が対象となります。交付申請書類では、指定書を添付いただく必要があります。
13	対象経費の支払時に、金額換算可能な各種ポイントが付与された場合、本補助金を申請することは可能か。	申請することはできますが、各種ポイント相当額については、「寄附金その他収入額」に計上し、対象経費の実支出額から控除してください。 また、対象経費の支払時に付与されたポイントを今後使用する予定がない場合であっても、必ず「寄附金その他収入額」に計上し、対象経費の実支出額から控除してください。
14	通信環境を整備してインカムの導入を行いたいが、見守り機器の導入に伴う通信環境整備で申請してよいか。	見守り機器の導入に伴う通信環境整備は、あくまでも「見守り機器」を効果的に活用するために必要な通信環境を整備するための経費です。スマホやタブレットの導入に伴う通信環境整備の場合は、ICT補助金で申請してください。

## 【契約等について】

	Q	A
1	リース又はレンタルの場合、補助対象経費はいつから3月末までの経費を記載して申請すればよいか。また、来年度以降支払うリース料等は対象となるのか。	申請日に関わらず、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間となります。 ただし、契約日、支払日及び納品日（導入日）が令和7年1月31日以降であった場合は補助対象となりません。
2	リース又はレンタルの場合、期間を3年未満に設定することは可能か。	介護ロボット導入後、原則として3年間、介護ロボット導入後の使用状況及び効果を報告していただくことになっていきますので、リース又はレンタルの期間は満3年以上に設定してください。 （発注側からの申出がなく自動更新となる場合も3年以上となるよう契約には注意してください。）  【契約期間の例】 令和6年11月1日～令和9年10月31日の3年間。 また、導入してから3年を経過せずにリース等契約を解除された場合については、既に交付している補助金を返還していただくことがありますので、ご注意ください。
3	契約、導入（リース又はレンタル・工事）はいつ行えば良いか。	申請日に関わらず、契約日、支払日及び導入日が令和6年4月1日から令和7年1月31日までの間となります。 ただし、リース料金等の経費について1・2・3月分の支払いを1月中に支払う又は6か月の利用料について1括にして支払っておくような場合は対象となるので、契約相手方とご相談ください。
4	製造業者の都合で今年度内に納品できない場合、補助金を受けることはできるか。	令和7年1月31日までに納品されない場合、補助金の交付を受けることができないため、決定の取り消し又は辞退となります。 申請の際には業者等に確認の上、補助金の申請を行ってください。

## 【補助対象(機器等)について】

	Q	A	
機 器 全 般	1	導入を検討している機器が補助対象に該当するか分からない。	要綱及び手引きに記載の、「目的要件」「技術的要件」「市場的要件」を全て満たし、「介護ロボットとは」及び機器ごとの「定義」に当てはまっているかどうか確認してください。
	2	介護ロボットポータルサイトに経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・標準化事業」で採択された機器が掲載されているが、これらは全て補助対象か。	掲載されている機器のうち、市場的要件を満たす機器であれば、全て補助対象です。 介護ロボットポータルサイトには、商品化済みの機器のほか、現在開発中の機器も掲載されています。 補助の要件としては、市場的要件(販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあるもの)を満たす必要がありますので、機器の開発状況の詳細は各メーカーにお問い合わせください。
	3	介護ロボットの導入時の工事費用や、導入後のメンテナンス費用は補助対象になるのか。	「介護ロボットの購入費用」または「介護ロボットのリース費用」に対する補助事業のため、工事費用・メンテナンス費用については補助対象外です。
	4	導入する予定の介護ロボットで、部品などを定期的に交換しなければならないものがあるが、そのような消耗品は補助対象になるか。	本事業の補助金は「介護ロボット本体の導入に対する補助金」のため、消耗品(予備)は補助対象外です。
	5	介護ロボットの付属品やオプション品は補助対象に含まれるか。	介護ロボットの使用に必要不可欠なものであり、「介護ロボットとしての最低限の機能を有するまとまり」の一部として考えられるものであれば対象になります。左記のものがなくても稼働するのであれば補助の対象外です。
	6	購入形態により補助対象は異なるか。	全額を補助対象経費とすることはできません。 介護ソフトや介護ロボット等の補助額の考え方は以下のとおりです。 ①使用権の期限がないもの……全額が対象 ②支払いが月額払いのもの……当該年度分が対象 ③支払いが年額払いのもの……1年分が対象 ④複数年の使用権契約のもの……契約年数を案分し1年分が対象 ただし、いずれの場合も令和7年1月31日までに支払いを完了させてください。
	7	交付決定額よりも実績が安価になり、交付決定額との差額が生じた場合、購入する機器の台数を増やしたり、別の物を追加で購入してもよいか。	当初見積額より購入額が安くなるなどした場合で、交付決定額との差額(余り)が生じても、台数を増やしたり、別の物を追加で購入することはできません。
	8	「特定施設」の指定を受けていない、「有料老人ホーム」または「サービス付き高齢者向け住	<b>国の実施要綱で補助対象事業所は「介護保険法に基づくサービスを対象とする」と限定しているため、サービス付き高齢者住宅で機器等を使用、設置を希望する場合は、</b>

		宅」と同一建物にある「訪問系サービス（訪問介護・訪問看護・訪問リハビリテーション等）」で、入浴支援等の機器を購入し、前述の施設において使用することは可能か。	<p>「特定施設」の指定を受けていることが必要です。</p> <p>また、機器や、Wi-Fi設置に関しては 補助対象となる「訪問系サービス」の事業所において、保管・管理する必要があります。機器等を使用する場所がサービス付き高齢者住宅で、機器等を使用後、設置したままでは、訪問系サービスで管理しているとは言えません。</p> <p>(令和6年7月3日14時更新)</p>
移乗介護	9	移乗介護(非装着型)のロボットで「移動用リフト」は対象になるか。	国の実施要綱の別添1【別紙1-2】の(定義)の中に、「吊下げ式移動用リフトは除く」と明記されていますので、補助対象になりません。
見守り	10	マットセンサーに限らず、センサーで検知し、報知するだけの見守り機器は、補助の対象になるか。	踏んだら鳴動するマット、ベッドから足を下すと超音波等で感知して発報する機器は、「介護ロボット」の要件及び「見守り支援機器」の定義としては、補助対象外としています。 (「感知・判断・動作」のうち、「判断」が無いため) (参考) 厚生労働省資料「見守り支援機器(介護施設)」
	11	防犯カメラは補助対象になるか。	防犯を目的としたカメラは補助対象外です。
	12	複数のセンサーを組み合わせる見守りシステムは対象になるか。	ドア(開閉)センサー、温湿度センサー、人感センサー、おむつセンサー等を、見守りセンサーと組み合わせる「見守りシステム」は対象外です。補助の対象となるのは、離床したことがわかる見守りセンサーの部分のみです。(最低限の1まとまりのみ対象)
	13	機器本体とは別に、機器の動作に必要なサーバーは補助対象となるか。	原則対象となりますが、 <u>システムサーバーは介護ロボットの計画ではなく、通信環境整備の計画に当てはまります。</u> 見守り機器本体の見積書等に「サーバー」が含まれている場合は、所要額調書作成の際、通信環境整備の費用にサーバー分を加算して金額を入力してください。 ただし、見守り機器の使用以外にも汎用性がある場合は対象外となります。
	14	見守り支援機器に係るパソコンやタブレット、スマートフォンは補助対象に含めてよいか。	機器の稼働に不可欠な専用の受信・制御機器であれば補助対象となりますが、介護ロボットの使用以外にも汎用性のあるものは他に流用可能なため、パソコン、タブレット、スマートフォンは補助対象となりません。

通 信 環 境 整 備	15	インカムとはどのようなものを指すか。	<p>インカムとは「職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのもの」で、ヘッドセット(マイクとイヤホン)や首掛け型のネックスピーカー等により、作業を中断することなく、ハンズフリーで送受信でき、情報を共有することができるものを指しています。</p> <p>見守りセンサーとインカムを併用することで、業務の効率化を資することが目的ですので、手がふさがるもの(一旦作業の手を止めなければならないもの)では効率化できるとは言えず、補助の対象外です。</p> <p>なお、PHSは基本、1対1のツールですので、補助の対象外ですが、製品によっては、ヘッドセット等を活用してインカムとして機能するものもありますので、カタログ等でインカム機能があることが確認できれば対象となります。</p>
	16	ライセンス料は対象になるか。	<p>●●ソフト(ライセンス料含む)という標記であれば問題はありません。ソフトウェアライセンスとは、ソフトそのもの(実際の物質)を購入するのではなく、「ソフトを使う権利」の売買のことをいうので、ライセンス料は補助の対象になりません。</p>
	17	スマホにソフトを入れるタイプのインカムの導入を考えているが、ライセンス料等は補助の対象になるか。	<p>〇〇ソフト(ライセンス料含む)という標記であれば問題はありません。ソフトウェアライセンスとは、ソフトそのもの(実際の物質)を購入するのではなく、「ソフトを使う権利」の売買のことをいうので、ライセンス料は補助の対象になりません。</p> <p>●インカムアプリ ⇒ インカムの一部として補助対象。</p> <p>●初期設定・設定作業費は補助対象</p>
	18	インカムとイヤホン・マイクは何台まで対象になるか。	<p>インカムとイヤホン・マイクは同時勤務する職員の最大人数まで対象となります。</p> <p>なお、インカムのイヤホン・マイクは<b>インカムの台数分のみ対象</b>とします。同時勤務する職員の最大人数を超えて購入する分は、見積から除き、別途購入してください。</p> <p>なお、子機ケースは「最低限の1まとまり」に当てはまらないため、補助対象外となります。</p>
	19	見守り機器を導入することにあわせ、既存のナースコールを見守り機器と連動可能なものに入れ換える場合、(補修も含む)ナースコールの購入(入替)費用は補助対象となるか。	<p>、「ナースコール」は補助対象外であり、購入(入替)費用を補助することはできません。</p> <p>ただし、基幹線の部分に対しての補助はできませんが、「ナースコール連動型」で中継ユニット等、ナースコールを利用して報知するために必要なものは補助対象としています。</p>
	20	「研修費」「サポート費」、それに伴う「交通費」は補助の対象になるか。	<p>設定費に含むものとし、初回のみ補助対象とします。(職員向けに複数回行っていても、設定時にあたる1回のみ)</p>

	21	見守り支援機器が離床を感知した場合の発報方法について、①Wi-Fiでインカムに報知する方法と、②ナースコール連携（連動）によりPHS等に報知する方法の2通りある場合、どちらも同時に申請してよいか。	インカムに報知する場合、アプリ・イヤホン等の購入費、インカム設定費等が必要です。 また、ナースコール連携（連動）の場合、「ナースコール接続ケーブル、分配器、中継器等」が必要になりますが、①、②のどちらか一方で申請してください。（どちらも導入していただくことは可能ですが、補助金は「最低限の1とまり」の分しか補助できません。
その他機器	22	「つり下げ式移動用リフト」は介護ロボットの対象にはならないが、その他機器等としては対象となるのか。	1台当たりの価格が30万円以上の場合、その他機器等で対象となります。

### 【導入後について】

	Q	A
1	実績報告は、どのような様式で、いつまでに行わなければならないのか。	介護ロボット等購入・リース代金の支払いから1か月以内、もしくは2月20日（消印有効）までにHPに掲載している実績報告様式一式を府に郵送で提出してください。 なお、令和6年4月1日以降において、交付決定前に支払いを完了している場合は、交付決定通知後、速やかに提出をお願いします。 実績報告書類の審査後、府から指定の口座に補助金を振込します。
2	本補助事業を活用して導入した介護ロボットを1年間使用しましたが、その後、事業所の都合で使用しないことは可能か。	本補助金は、原則として3年以上当該介護ロボットを使用することが条件です。 また、使用状況報告書を3年度分提出していただく必要があります。
3	特別養護老人ホームで補助金を受けて導入したロボットについて、併設のデイサービスで利用したいと考えているが、どうすればよいか。	原則として補助を受けた施設以外では使用することはできません。
4	導入した介護ロボットが故障した場合はどうなるのか。	修理費用が発生しても、補助対象とはなりません。修理が困難、修理費用が高額等のため処分する場合は、別途手続（財産処分）が必要です。事前にご相談ください。

5	補助金を受けて導入したロボット等を処分する場合の手続きは？	<p>以下、財産処分手続きが必要となります。</p> <p>交付要綱第6条1項5号に「補助事業により導入した価格が30万円以上の介護ロボット及び見守り機器の導入に伴う通信環境については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、知事の承認を受けなくて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならないこと」と規定があります。</p> <p>また、同条1項10号で「違反した場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、それを返還すること。」と定められていますので、ご注意ください。</p> <p>なお、処分する場合は、同項6号により、「処分することにより収入があった場合には、その全部又は一部を大阪府に納付させることがある」と定められていますので、事前に必ず大阪府へご相談ください。</p>
6	実績報告時の「領収書」について	<p>ネットショッピングでのクレジットカード払いで領収書が無い場合、証拠書類として「クレジット会社の利用明細書」及び「機器等の代金が引き落とされた通帳」のコピーを提出してください。</p> <p>また、ATMからの銀行振込の場合は「振込明細書」を添付してください。</p> <p>（補助金の支払いには明確な透明性、客観性と適切な経理処理が要求されており、振込による第三者（金融機関）による証拠書類が必要です。）</p>
7	契約書を作成していないが、契約の有無が確認できる書類はどうすればよいか	<p>契約書の代わりとして発注書や、購入の意思を相手方に伝える書類の写しでも提出可能です。なお、発注書等の書類には下記の内容が記載されているか確認してください。</p> <p>①発注日、②購入する法人名、③相手方（機器の代理店など）の名前、④機器名、⑤台数、⑥納入期限、⑦購入金額（消費税額がわかるようになっており、付属品等がある場合は内訳がわかるもの）</p>
8	補助金で導入した「導入した機器の写真」について、同一機器を複数台導入した場合は、1台分だけでよいか。 また、「Wi-Fi環境整備」の写真は何を撮影すればよいか。	<p>補助金の実績報告に基づく検査を行うため、すべての機器の設置・保管している状態がわかる写真を添付してください。</p> <p>特に「Wi-Fi環境整備」については、図面と写真が一致しているか確認する必要があるため、モデム・ルーター、アクセスポイント等の設置状況を<u>すべて</u>撮影し、添付してください。</p> <p>なお、配線工事の工事箇所等は不要です。</p>

9	使用状況報告書の提出はいつまでに行わなければならないか。	補助事業が完了した日の属する府の会計年度以降、3年度間、各年度分の提出が必要です。報告書の様式や提出日は事業終了後に担当者様あて別途案内します。
10	交付申請書類(Excel)の「基本情報入力」のワークシート内、「3.交付申請にあたっての確認項目」の3つ目「導入年度に、大阪府及び厚生労働省老健局高齢者支援課介護業務効率化・生産性向上推進室に導入計画、導入効果等を報告すること」とあるが、この導入報告と使用状況報告の2種類の報告が必要か。	この導入報告は今年度、国の要綱に示されたもの(府の交付要綱では第8条)であり、具体的な報告内容や報告方法、報告期限等の詳細については、毎年度、厚生労働省から別途通知され国に報告するものです。 一方、使用状況報告書は以前から府が3年度間提出を求めており、導入の効果等を分析、統計資料の基本データとして活用しています。 提出先等が異なる別の報告ですので2種類の報告書の提出が必要です。